

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業

基本契約書（案）

令和7年4月

千 葉 市

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業 基本契約書

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者である千葉市（以下「市」という。）は、代表企業である●、構成員である●及び●、協力会社である●及び●で構成される●グループ（以下「企業グループ」と総称する。）並びに●（以下「運営事業者」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

前 文

市は、千葉県千葉市美浜区新港 226 番地 1 他に所在する既存施設（既存の新港清掃工場をいう。）を整備し、これを運営しているところ、施設の老朽化が進んだため、本件施設（本事業で整備・運営する新港清掃工場をいう。以下同じ。）の更新整備を実施することとした。

市は、本件施設の更新整備及び更新整備後の運営及び維持管理に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に準じて、その効果を最大限に発揮するため、更新整備及び更新整備後の運営・維持管理にかかる業務（以下「運営・維持管理業務」という。）を一体の事業として民間の事業者に発注することとした。

市は、総合評価落札方式政府調達協定一般競争入札により事業者の募集を実施し、企業グループを落札者として選定し、企業グループと本事業にかかる基本協定（以下、単に「基本協定」という。）を締結した。代表企業及び構成員は、基本協定に基づき、本件施設の運営・維持管理にかかる業務の委託を受ける者として運営事業者を設立した。

市、企業グループ及び運営事業者は、かかる経緯のもと、次のとおり本事業に関する基本的な事項について本基本契約を締結する。

(目的及び用語の定義)

第1条 本基本契約は、市、企業グループ及び運営事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 本基本契約において定義されない用語で基本協定において定義されている用語は、基本協定の定義と同じ意味を有するものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 市は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

2 企業グループ及び運営事業者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。

(事業日程)

第3条 本事業の事業日程については別紙1に示す。ただし、別紙1の事業日程は、本基本契約の当事者全員の合意により変更することができる。

(当事者が締結している契約)

第4条 市と建設事業者（本事業で本件施設の更新整備を担当する代表企業である●及び構成員の●が組成する共同企業体をいう。）は、基本協定及び入札説明書等（市が本事業の事業者募集のための入札に関して公表した令和7年4月14日付の入札説明書（市が公表した参考資料及びその他の補足資料を含む。）及び令和7年8月1日までに公表した入札説明書に関する質問への回答）に基づき、建設工事請負契約を締結している。

2 市及び運営事業者は、基本協定及び入札説明書等に基づき、運営業務委託契約を締結している。

(契約金額)

第5条 本基本契約の当事者は、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の契約金額が、当該各契約の条項に従い変更されることがあることを予め了承する。

(運営事業者の支援等)

第6条 代表企業は、運営業務委託契約に基づく運営事業者の市に対する損害賠償義務及び違約金支払義務その他金銭債務の履行を保証するため、別紙2に定める様式の保証書を作成し、市及び運営事業者間の運営業務委託契約の本契約の締結後速やかに市に提出する。

(異常事態に関する責任)

第7条 建設工事請負契約の契約約款第57条の規定にかかわらず、市が同約款第32条の規定による本件施設の引渡しを受けた日から10年を経過するまでの期間中に本件施設について異常事態（本件施設が要求水準書（設計・建設業務編）及び本件施設の要求水準書で規定された性能又は内容を備えていない事態をいい、建設工事請負契約で定める契約不適合に基づく事態及び運営業務委託契約に定めるモニタリング基準の未達を含む。以下同じ。）が発生した場合には、建設事業者は、運営事業者が運営業務委託契約第30条第2項及び第31条第2項に基づいて本件施設について負担する改善義務、同契約第32条第2項及び同条第4項に基づく平常運転への復帰義務、同契約第33条に基づく緊急代替処理方策、同契約第35条第1項、同条第2項、同条第6項に基づき本件施設について負担する債務について、連帯してこれを負担する。

2 建設事業者及び運営事業者は、本件施設について異常事態が発生した原因が、本件施設の契約不適合によるのか又は運営事業者の義務の不履行によるのか判別できないこと

を理由として、前項の規定による義務の負担を免れることはできない。

- 3 本件施設について異常事態が発生した原因が、運営開始日後に発生した不可抗力（本件施設の契約不適合は含まれない。）又は建設事業者及び運営事業者以外の者（ただし、その者の責めに帰すべき事由が、建設工事請負契約又は運營業務委託契約の規定により建設事業者又は運営事業者の責めに帰すべき事由とみなされる者を除く。）の責めに帰すべき事由によることを建設事業者又は運営事業者が明らかにした場合には、第1項の規定は適用しない。

（計算書類等の提出）

- 第8条 運営事業者は、経営の健全性及び透明性を確保するために、運営事業者の会計監査人及び監査役が監査を行った計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、運営事業者の毎会計年度終了後3月以内に市に提出しなければならない。
- 2 代表企業及び構成員は、会社法（平成17年法律第86号）に基づき要求される計算書類及びその附属明細書の写しを、当該会社の毎会計年度終了後3月以内に市に提出しなければならない。ただし、当該会社が会計監査人設置会社でない場合には、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属明細書を市に提出する。

（本基本契約上の権利義務の譲渡の禁止）

- 第9条 市、企業グループ及び運営事業者は、他の当事者の承諾なく本基本契約上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

（債務不履行）

- 第10条 本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

（秘密保持義務及び個人情報の取扱い）

- 第11条 市、企業グループ及び運営事業者は、本基本契約に関連して他の契約当事者から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本基本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に特に定める場合を除き、当該秘密情報の提供者の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。
- （1）開示の時に公知である情報
 - （2）当該秘密情報の提供者から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - （3）当該秘密情報の提供者からの開示の後に、当該秘密情報の受領者の責めに帰すことのできない事由により公知となった情報
 - （4）当該秘密情報の提供者が、本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、市、企業グループ及び運営事業者は、次の各号に掲げる場合には当該秘密情報の提供者の承諾を要することなく、当該秘密情報の提供者に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、当該秘密情報の提供者に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
- （1）弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - （2）法令等に従い開示が要求される場合
 - （3）権限ある官公署の命令に従う場合
 - （4）市、企業グループ及び運営事業者につき守秘義務契約を締結した市のアドバイザー

リー業務受託者並びに本事業に関する企業グループ又は運営事業者の下請企業若しくは受託者に開示する場合

(5) 市が市議会に開示する場合

(6) 市が本件施設の運営及び維持管理に関する業務を運営事業者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示する場合、本事業に関連する工事の受注者に対して開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(談合その他不正行為による解除)

第12条 市は、構成員又は協力企業のいずれかが基本協定第3条第4項各号のいずれかに該当したときは、本基本契約を解除することができる。

(個人情報の保護)

第13条 企業グループ及び運営事業者は、個人情報の保護を図るために、本事業に関連して知り得た個人情報について別紙3に従い適切な管理を行うものとする。

(暴力団等の排除)

第14条 本基本契約に別紙4として添付する暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約は本基本契約と一体をなすものとし、企業グループ及び運営事業者は別紙4に定めるところを遵守する。

(管轄裁判所)

第15条 市、企業グループ及び運営事業者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、千葉地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(本基本契約の有効期間)

第16条 本基本契約の有効期間は、本基本契約締結の日から建設工事請負契約又は運営業務委託契約の終了の日のいずれか遅い日までとする。

(準拠法及び解釈)

第17条 本基本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

2 本基本契約、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本基本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 本基本契約の変更は書面で行う。

(定めのない事項)

第18条 本基本契約に定めのない事項については、市、企業グループ及び運営事業者が別途協議して定める。

本基本契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、本件は、契約締結につき、次の特約条項を付して仮契約を締結し、建設工事請負契約にかかる市議会の議決をもって本契約に読み替える。

(特約条項条文)

本基本契約は、建設工事請負契約が市議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において企業グループにこのことにより損害を生じた場合においても、市は一切その賠償の責に任じない。

令和8年1月●日

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一

企業グループ

(代表企業)

住所 ●

氏名 ●

代表者 ●

(構成員)

住所 ●

氏名 ●

代表者 ●

(協力企業)

住所 ●

氏名 ●

代表者 ●

(協力企業)

住所 ●

氏名 ●

代表者 ●

運営事業者

住所 ●

氏名 ●

代表者 ●

別紙 1 (第 3 条関係)

事業日程

別紙 2（第 6 条関係）

千葉県千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一 様

保 証 書

●（以下「保証人」という。）は、千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関連して、保証人が代表企業であるところの●グループが千葉市（以下「市」という。）との間で令和 8 年 3 月●日に本契約を締結した千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業に関する基本契約書（以下「基本契約」という。）に基づいて、本保証書を提出する。なお、本保証書において用いられる用語は、特に定義された場合を除き、基本契約において定められたものと同様の意味を有するものとする。

（保証）

第 1 条 保証人は、運營業務委託契約に基づく運営事業者の市に対する損害賠償債務及び違約金支払債務その他の金銭債務（以下「主債務」と総称する。）の履行を、運営事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。

（通知義務）

第 2 条 市は、運営期間の変更、延長、工事の中止その他運營業務委託契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知ったときは、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知する。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

（履行の請求）

第 3 条 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が別途定める様式による保証債務履行請求書を送付する。
2 保証人は、前項の規定による保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を完了しなければならない。

（求償権の行使）

第 4 条 保証人は、市の同意がある場合を除き、運營業務委託契約に基づく運営事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより代位によって取得した権利を行使することができない。

（終了及び解約）

第 5 条 保証人は、本保証を解約することができない。
2 本保証は、主債務が消滅した時に終了する。

（管轄裁判所）

第 6 条 本保証に関して生じた一切の紛争に関しては、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（準拠法）

第 7 条 本保証は、日本国の法令に準拠し、これによって解釈される。

以上の証として本保証書が2部作成され、保証人はこれに署名し、1部を市に差し入れ、1部を自ら保有する。

令和8年3月●日

保証人
(代表企業)
住所 ●
氏名 ●
代表者 ●

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 企業グループを構成する各法人及び運営事業者(以下「企業グループ等」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、本基本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 企業グループ等は、本基本契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。本基本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3 企業グループ等は、本基本契約による事務にかかる個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な千葉市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針及び千葉市情報セキュリティ対策基準に定める措置と同等以上の措置(特定個人情報を取り扱う場合は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」の「(別添)特定個人情報に関する安全管理措置(行政機関等・地方公共団体等編)」に定める措置と同等以上の措置)を講じなければならない。

2 企業グループ等は、本基本契約による事務にかかる個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を設置し、その者をして、本基本契約による事務にかかる個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項(安全管理措置にかかる事項を含む。)、関係法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他事務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等を行わせることとともに、市にその責任者及び研修等の実施計画を報告し、また、当該研修等の実施後、速やかにその旨を報告しなければならない。

3 本基本契約による事務にかかる個人情報の管理について、不適正な取扱いがあると認められるときは、市は企業グループ等に対し、必要な措置を講じるよう求めるものとする。

(従事者への周知及び監督)

第4 企業グループ等は、本基本契約による事務に従事する者(以下「従事者」という。)を明確にし、その者の氏名及び所属を、個人情報管理責任者、個人情報作業責任者、個人情報作業従事者及び情報授受担当者などの役割並びに特定個人情報の取扱いの有無を明らかにして、市の求めに応じてその内容を市に通知しなければならない。

2 企業グループ等は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本基本契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を了知させるとともに、市の求めがあった場合にその了知させたことが分かる書面等を提出しなければならない。

3 企業グループ等は、前項の了知の際、従事者に対し、本基本契約による事務に従事している者又は従事していた者が、個人情報の違法な利用及び提供に関して法及び番号法で規定する罰則が適用される可能性があることを周知しなければならない。

4 企業グループ等は、従事者に対し、本基本契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。本基本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第5 企業グループ等は、本基本契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、偽りその他不正の手段により個人情

報を取得してはならない。

(目的外の利用又は第三者への提供の禁止)

第6 企業グループ等は、本基本契約による事務にかかる個人情報を当該事務を処理する目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 企業グループ等は、市の指示又は承諾があるときを除き、本基本契約による事務を処理するために取得し、又は市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第8 企業グループ等は、本基本契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、次に掲げる事項を市に対して報告の上、あらかじめ再委託先において講じられる安全管理措置が市と同等程度であると認められるものとして市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 再委託が必要な理由

(2) 再委託先

(3) 再委託の内容

(4) 再委託先が取り扱う情報

(5) 企業グループ等の再委託先に対する監督方法

2 企業グループ等は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託先に取り扱わせる場合には、本基本契約により企業グループ等が負う義務を、あらかじめ契約書等で市が指定する事務を除き、「市」を「企業グループ等」に、「企業グループ等」を「再委託先」に読み替えて、再委託先に対しても遵守・履行させるとともに、企業グループ等と再委託先との間で締結する契約書等においてその旨を明記しなければならない。この場合において、企業グループ等は、市の提供した個人情報並びに企業グループ等及び再委託先が本基本契約による事務を処理するために取得した個人情報をさらに委託するなど、第三者に取り扱わせることを禁止しなければならない。

3 企業グループ等は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、再委託先との契約の内容にかかわらず、市に対して責任を負うものとする。

4 前3項の規定は、再委託先が企業グループ等の子会社である場合も同様とする。

(作業場所の指定等)

第9 企業グループ等は、本基本契約による事務の処理（個人情報を取り扱うものに限る。次項及び第3項において同じ。）については、市の庁舎内において行わない場合、当該事務を処理しようとする場所における個人情報の適正管理の実施その他の措置について、あらかじめ市に届け出て、市の承諾を得た場合には、当該作業場所において事務を処理することができる。

2 企業グループ等は、市の庁舎内において本基本契約による事務の処理を行うときは、市の指定する時間に実施するものとする。この場合において、企業グループ等は、従事者に対して、その身分を証明する書類を常時携帯させなければならない。

3 企業グループ等は、本基本契約による事務の処理をするために取り扱う個人情報を、市の庁舎内又は第1項の規定により市の承諾を受けた場所から持ち出してはならない。

(資料等の運搬)

第10 企業グループ等は、従事者に対し、個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(資料等の返還等)

第11 企業グループ等は、本基本契約による事務を処理するために市から貸与され、又は企業グループ等が取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本基本契約の終了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとし、その他市の承諾を得て行った複写又は複製物を含む本基本契約による事務を処理するために用いた個人情報については、廃棄又は消去し、いずれにおいても市にその旨の報告をしなければならない。なお、本

基本契約による事務を処理するために用いた個人情報情報を保存していた電子媒体等を廃棄等する場合は、復元できないよう措置を講ずるものとする。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(情報の授受等)

- 第 12 第 11 に定める資料等の返還及び成果物の授受（以下「授受等」という。）は、第 4 の規定によりその役割を果たすべき者として市に届け出られている者が行うものとする。
- 2 授受等が、契約書等で市が指定することにより、市と企業グループ等との直接のやり取りになっていない場合は、企業グループ等は、その授受等の方法について、あらかじめ市に承認を得なければならない。

(事故発生時における報告)

- 第 13 企業グループ等は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態及び受託した事務にかかる個人情報の漏えい、毀損、滅失等が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。本基本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 前項の規定による報告があった場合において、市は、企業グループ等の意図にかかわらず、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要な範囲においてその内容を公表することができる。

(検査等の実施)

- 第 14 市は、企業グループ等が本基本契約による事務を処理するにあたっての作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、安全確保の措置の実施状況を確認するため、年 1 回以上、実地（同一内容の委託事務において委託先や委託先が個人情報を取り扱う場所が複数ある場合は、そのうちの一か所以上）に検査するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、企業グループ等からの書面の提出をもって替えることができる。

- (1) 書面による確認で足りる場合
- (2) 委託先又は委託先が個人情報を取り扱う場所が遠方である場合
- (3) その他実地検査ができないことについてやむを得ない理由があるとき
- 2 企業グループ等は、市から前項の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(資料等の提出)

- 第 15 市は、市の保有個人情報と認められる情報が記載されている資料等について、必要に応じて提出を求めることができるものとする。

- 2 企業グループ等は、市から前項の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

- 第 16 市は、次のいずれかに該当するときには、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

- (1) 本基本契約による事務を処理するために企業グループ等が取り扱う個人情報について、企業グループ等又は再委託先の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前号に掲げる場合の他、企業グループ等がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき。

(補則)

- 第 17 この個人情報取扱特記事項に規定する各種書類の提出期限は、市が別に指定する。

<法における罰則関係規定の抜粋>

- 第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理

由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号にかかる個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 178 条 第 148 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 179 条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第 184 条第 1 項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 182 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処する。

（1） 第 146 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（2） 略

第 183 条 第 176 条、第 177 条及び第 179 条から第 181 条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 184 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰する他、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

（1）第 178 条及び第 179 条 1 億円以下の罰金刑

（2）第 182 条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表する他、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第 185 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。

（1）第 30 条第 2 項（第 31 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 56 条の規定に違反した者

（2）第 51 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（3）偽りその他不正の手段により、第 85 条第 3 項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

<番号法における罰則関係規定の抜粋>

第 48 条 個人番号利用事務等又は第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第 8 条第 2 項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第 14 条第 2 項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、4 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 49 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、3 年以下の懲役若しくは 150 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 50 条 第 25 条（第 26 条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、3 年以下の懲役若しくは 150 万円以下の罰金に処し、又はこれ

を併科する。

第 51 条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）第 2 条第 4 項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、3 年以下の懲役又は 150 万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用を妨げない。

第 52 条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 52 条の 3 第 45 条の 2 第 3 項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、2 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 53 条 第 34 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反した者は、2 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 53 条の 2 第 21 条の 2 第 8 項又は第 45 条の 2 第 9 項において準用する第 34 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 54 条 第 35 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 55 条 偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受けた者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 55 条の 2 第 21 条の 2 第 8 項又は第 45 条の 2 第 9 項において準用する第 35 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 56 条 第 48 条から第 52 条の 3 までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 57 条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる違反行為をしたときは、その行為者を罰する他、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

（1） 第 48 条、第 49 条及び第 53 条 1 億円以下の罰金刑

（2） 第 51 条及び第 53 条の 2 から第 55 条の 2 まで 各本条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表する他、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

別紙 4 (第 14 条関係)

暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第 1 条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。
(表明確約)

第 2 条 企業グループを構成する各法人及び運営事業者（以下「企業グループ等」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

2 企業グループ等を構成する各法人は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約する。

(暴力団等排除にかかる解除)

第 3 条 市は、企業グループ等を構成する各法人のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 前条第 1 項各号に該当するとき。

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前条第 1 項各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(3) 前条第 1 項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、市が、関連する企業グループ等の法人若しくは企業グループの代表企業に対して当該契約の解除を求め、当該法人がこれに従わなかったとき。

2 企業グループ等は、前項の規定により本契約が解除された場合は、違約金として、建設工事請負契約の契約金額と運營業務委託契約の契約金額の合計額の 10 分の 1 に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。

3 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。

4 市は、第 1 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより企業グループ等に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

5 第 1 項の規定により本契約が解除された場合に伴う措置については、本契約の定めるところによる。

(不当介入の排除)

第 4 条 企業グループ等を構成する各法人は、本契約の履行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 企業グループ等を構成する各法人の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、企業グループの代表企業に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

第5条 市は、企業グループ等を構成する各法人が前条に違反した場合は、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領の定めるところにより、当該法人について指名停止の措置を行う。企業グループ等を構成する各法人の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。